

商標権設定登録通知書

存続期間更新登録期限日

登録番号 第6806350号
登録日 令和 6年 5月21日
出願番号 商願2023-063116
出願日 令和 5年 6月 8日
商品及び役務の区分数 3
納付年分 第10年分まで
納付金額 98,700円
納付日 令和 6年 5月17日

10年目の満了日(期限日)

令和16年(2034年) 5月21日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる
ときは、その日の翌日が期間の末日と
なります。

分割納付(後期分)の手続について

- ・「分割納付」により納付手続きをした場合は、登録日から5年の満了日までに、「商標登録料納付書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標登録料納付書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。
- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。
- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・「商標権存続期間更新登録申請書」・「商標登録料納付書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

重要

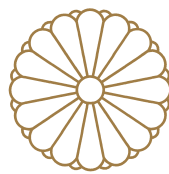
分割納付(後期分)、および存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から納付等についての通知は送付いたしませんので、納付期限等の管理はご自身でお願いします。

※登録料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許(登録)料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101(代表)
商標担当 内線2713



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第6806350号

(REGISTRATION NUMBER)

(標準文字)

商標
(THE MARK)

相続デザイナー

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第36類 信託に基づく財産及び不動産の管理、信託の引受け

(その他別紙記載)

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

大阪府中央区谷町2丁目5番4号エフベースラドルフ
ビル1110号A&T司法書士事務所内

辻 昭憲

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願2023-063116

出願日
(FILING DATE)

令和 5年 6月 8日 (June 8, 2023)

登録日
(REGISTRATION DATE)

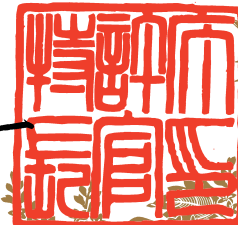
令和 6年 5月21日 (May 21, 2024)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6年 5月21日 (May 21, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6806350号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2023-063116 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第41類 相続及び資産承継に関するセミナーの企画・運営又は
開催, 相続及び資産承継に関する知識の教授

第45類 相続手続に関する情報の提供及びコンサルティング,
後見, 後見に関する情報の提供, 登記又は供託に関する
手続の代理又はこれらに関する情報の提供

[以下余白]